

学校いじめ防止基本方針

今治市立菊間小学校
令和8年4月1日改定

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための積極的な対策を行う。

2 【学校が設置する組織】

菊間小学校いじめ防止対策校内委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、研修主任
生徒指導主事、人権・同和教育主任
養護教諭、児童生徒支援担当

重大事態等への対処のための組織

いじめ問題対策協議会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、PTA正副会長
地域教育課長、主任児童委員、保健師
教育相談員

【外部専門家】

【関係機関等】

菊間駐在所員
今治市いじめ問題等対策連絡協議会

【取組】

- いじめ等の実態把握のための調査、および分析
- いじめ根絶、防止のための指導計画及び指導資料の作成、記録、共有
- いじめ発生時の対応についての協議及び提案
- 委員会・協議会の招集
- いじめの疑いがある、あるいは、いじめに関する相談を受けた場合、即、管理職に報告し、事実の有無を確認
- いじめの事実が確認された場合は、24時間以内に「菊間小学校いじめ防止対策校内委員会」を開き、対応を協議
- いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への継続的な助言
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置
- 教育委員会への報告・連絡・相談を行う。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- 重大事態への対応

3 未然防止のための取組

- 学級経営の充実(4月初めの3日間にいじめは許さないことを担任が宣言する)
- 人権・同和教育の充実
- 道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- できる・分かる・楽しい授業づくり
- 相談体制の整備
 - ・ 「ジブンミカタプログラム」(悩み調査)を活用した教育相談活動
 - ・ ハートなんでも相談員との連携
 - ・ チャンス相談
- インターネット等を通して行われるいじめに対する対策
- 校内研修の充実
- 家庭への啓発
- 地域での取組
 - ・ 地区別懇談会や「人権のまちづくり集会」等での地域との交流・情報収集

4 早期発見のための取組

- 学級担任が行う日常的な取組・情報交換
- 学校全体の取組
 - ・ 「ジブンミカタプログラム」(悩み調査)による相談活動の充実
 - ・ スクールカウンセラーによる相談活動の充実
 - ・ PTA理事会等での情報交換
- 欠席児童への対応
- 地域・関係団体との連携

5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 積極的な認知
- いじめ等の実態把握のための調査及び分析
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した際には、即、管理職に報告し、対応を協議する。
- 組織的な対応の協議
 - ・ 教職員は一人で抱え込まず、それぞれの役割を決める。
- いじめを受けた児童・保護者に対する支援
 - ・ 当該児童及び保護者への説明・支援を行う。
- いじめを行った児童への指導とその保護者への継続的な助言
 - ・ 当該児童のいじめを止めさせ、その再発を防止するための策を講じるとともに、その保護者への説明・助言を行う。
- 周囲の児童への指導・支援
 - ・ いじめ防止のための指導を繰り返すとともに、いじめは絶対に許されないことを徹底させる。

- インターネット等を通して行われるいじめに対する対策
 - ・ 校内研修を充実させ、児童への安全・安心な利用の仕方の講習会を開く。
 - ・ インターネット調査結果等をもとに、家庭への注意喚起や啓発を行う。
- 関係機関との連携
 - ・ 教頭を中心に、PTA・関係諸機関との連携体制を構築する。
- 重大事態への対応
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を速やかに教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置を継続的に行う。

6 【家庭や地域に求めること】

家庭に求めること	地域に求めること
○ 思いやりのある子の育成 ○ 規範意識の醸成 ○ 子どもの観察、友人関係の把握 ○ 情報機器の正しい利用	○ 地域行事等での子どもの見守り ○ 学校への連絡 ○ 現地での必要な指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

内 容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「ジブンミカタプログラム」 (悩み相談)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問・個別懇談会	○			○					○			
校内研修・職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校評価				○					○			